



# 株式会社帝国電機製作所

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は株式会社TEIKOKUと称し、英文ではTEIKOKU CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気機械器具の製造及び販売
2. 一般機械器具の製造及び販売
3. 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社の本店は、兵庫県たつの市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、6,920万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。
- ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- ③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

- 第 11 条 当社の株式に関する取扱いならびに手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招集時期)

- 第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

- 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。
- ②取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

- 第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決する。
- ②会社法第 309 条第 2 項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを決する。

(議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- ②前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

### (取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。

②当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

### (取締役の選任方法)

第 19 条 当社の取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

②前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。

③当社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

### (取締役の任期)

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

### (代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名、必要に応じて取締役名誉会長、取締役会長および取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

### (取締役会の招集)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

②取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

③取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

④取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

### (重要な業務執行の決定の委任)

第 23 条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議

によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 24 条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規則）

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（報酬等）

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役との責任限定契約）

第 27 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第 28 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定する。

（監査等委員会の招集通知）

第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規則）

第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第6章 計 算

（事業年度）

第 31 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 32 条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第 33 条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(除斥期間)

第 34 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領なきときは、その支払の義務を免れるものとする

(附則)

(商号変更の効力発生)

第 1 条 定款第1条(商号)の変更は、2026年4月1日に効力を生じるものとする。なお、本附則は、定款第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。

兵庫県たつの市新宮町平野60番地  
株式会社帝国電機製作所

制定：昭和14年9月12日

改定：昭和43年5月21日  
昭和46年5月28日  
昭和50年5月28日  
昭和59年6月29日  
平成3年6月27日  
平成4年6月26日  
平成6年6月29日  
平成8年6月27日  
平成9年6月27日  
平成10年6月26日  
平成11年6月29日  
平成12年6月29日  
平成14年6月27日  
平成15年6月27日  
平成16年6月29日  
平成17年4月26日  
(ただし、効力発生日は  
平成17年6月1日)  
平成17年6月29日  
平成18年6月29日  
平成21年6月26日  
平成22年1月6日  
平成26年9月30日  
(ただし、効力発生日は  
平成26年10月1日)  
平成27年5月29日  
平成27年6月26日  
平成28年6月29日  
平成30年6月28日  
令和4年6月29日  
令和7年6月26日  
(ただし、効力発生日は  
令和8年4月1日)